

補助金調書

補助金名	商店街社会課題解決型補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課 (TEL 441-3303)	
交付先	団体	市内商店街等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	第1期:4月(令和7年度は5月2日(金)まで) ※上記以後は予算の範囲内で隨時			
(公募の場合) 応募要件	補助の対象となる団体は、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱(平成29年)第3条第1項第3号及び第4号の団体であって、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体(以下「商店街等」という。)をいう。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	13	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街が、社会的課題の解決のために行う取組みを支援することにより、商店街及び地域社会の活性化を図る。					
補助金の終期	令和7	年度	延長回数	4	回	
終期を延長する 理由	本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が実施する、社会課題に対応した集客力向上及び売上増加に効果のある事業に補助金を交付することにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。しかしながら、商店街の現状は、人材不足や会員減少による資金不足等の課題を抱え、活性化への取組みがますます重要となっている。このような状況を踏まえ、更なる経営基盤強化を図るために、商店街が取り組む販売促進事業や地域課題解決やまちづくり活動等のソフト事業を今後も引き続き支援する必要がある。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費:事業経費、謝金、旅費 ・補助率:補助対象経費の2/3以下 ・補助限度額 <p>【単年度補助】 200万円限度(予算の範囲内)</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		3 件	2 件	3 件	
	8,000 千円		(6,000) 千円	2,660 千円	6,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちがデザインした横断幕や町の案内看板を設置することで、子どもたちに地域への愛着と思い入れを育む事業 ・バリアフリーマップを作成することで、高齢者や車いすユーザー、その家族等が商店街に「住みたい」「行ってみたい」と思えるきっかけを創出する事業 ・地域住民向けの商店街ガイドマップを作成することで、まちの魅力を知る機会を創出する事業 					
補助金交付 による効果	商店街が、少子化・高齢化等の地域住民の需要に応じた社会課題解決に向けた取り組みを行うことによって、商店街のみならず地域活性化にも寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。